

2017年12月26日 全4頁

スピノフ税制の適格要件の緩和等

平成30年度税制改正大綱解説②—組織再編税制編

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」を公表した。本稿では、組織再編関連の見直しについて解説する。
- 自社株対価の事業再編に関して株式譲渡所得課税を繰り延べる措置が、限定的な範囲で認められた。産業競争力強化法が改正されることが前提とされ、事業再編を行う法人が、同法に基づく計画の認定を改正法施行日から平成33年3月31日までに受けることが要件とされた。
- スピノフ税制の適格要件が緩和された。事業を行うのに必要な許認可を先に取得するため、一旦、受皿会社を設立し、その後に受皿会社に事業を移転させてスピノフする場合も、適格組織再編成に該当しうることとなった。

1. はじめに

2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」¹（大綱）を公表した。今後、2018年の通常国会に大綱を基にした税制改正法案が提出され、年度内に法案成立となる見込みである。

大綱では、競争力強化の一環として事業再編の環境を整備するため、自社株対価の事業再編に関する株式譲渡所得課税の繰延べや、組織再編税制の適格要件の見直しがなされている。本稿では、これらの項目について解説する。

¹ https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf

2. 大綱による見直し

(1) 自社株対価の事業再編に関する株式譲渡所得課税の繰延べ

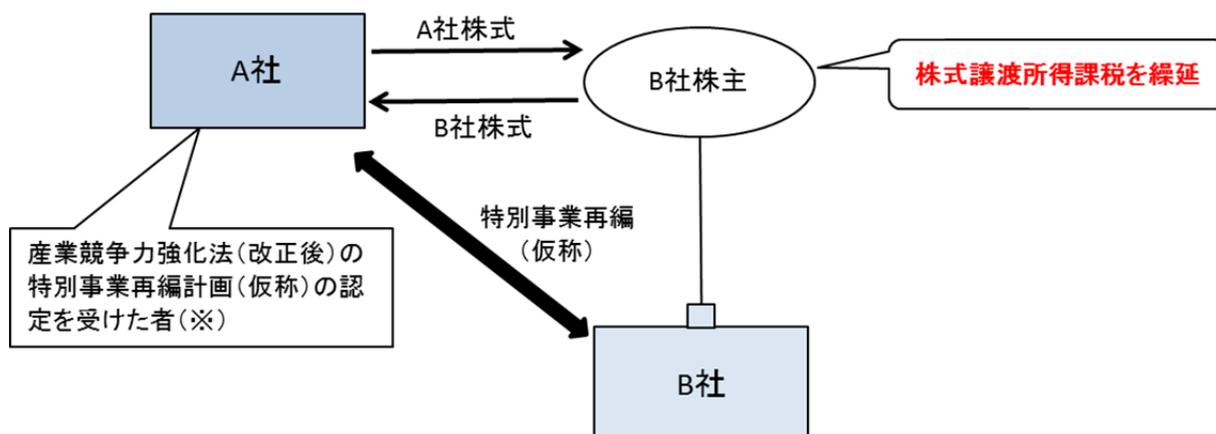
大綱では、自社株式を対価とする事業再編に関する株式譲渡所得課税の繰延べを認めることとしている。これは、経済産業省の要望を受けたものだが、要望よりも対象が限定されている。

具体的には、以下の条件を満たす事業再編を行う会社が、事業再編の対象となる会社の株主に自社株式を交付した場合、その会社に株式を譲渡した株主の譲渡所得課税が繰り延べられる（法人株主の場合、譲渡損益の計上が繰り延べられる）（図表1参照）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①改正後の産業競争力強化法（※）の特別事業再編（仮称）に該当すること ②特別事業再編（仮称）を行う会社が、同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を、改正法の施行日から平成33年3月31日までの間に受けたこと |
|---|

（※）産業競争力強化法が改正されることが前提とされている。

図表1 自社株対価の事業再編に関する株式譲渡所得課税の繰延べ



（※）産業競争力強化法の改正法の施行日から平成33年3月31日までに認定を受けた者。

（出所）大綱を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

経済産業省の要望では、株式譲渡所得課税が繰り延べられる場合に、産業競争力強化法の認定を受けることは要件とされていなかった。しかし、大綱では、上記のように、産業競争力強化法が改正されることを前提として、同法の「特別事業再編計画（仮称）」の認定を受けることが要件とされ、認定は平成33年3月31日までに受けることが必要とされた。

(2) スピンオフ税制に関する適格要件の緩和

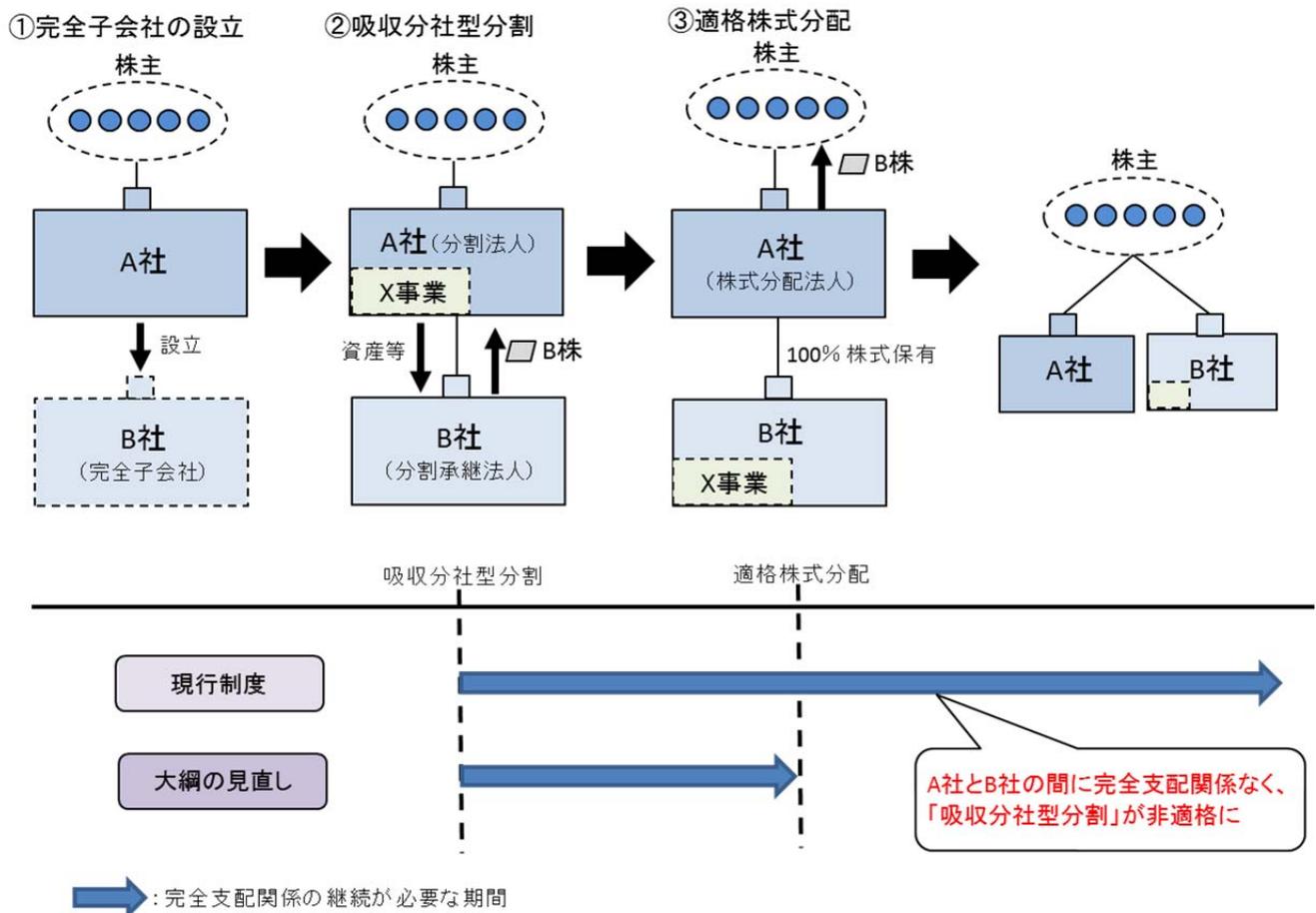
平成29年度の税制改正で、特定の事業を切り出して独立の会社とする「スピンオフ」税制が整備された。このスピンオフ税制について、大綱で適格要件を緩和することとしている。

具体的には、完全支配関係（100%親子関係や、100%親会社を通じた兄弟関係等）がある法

人間で行われる組織再編成について、当初の組織再編成の後に「適格株式分配」（完全子会社の株式を株主へ現物分配すること）を行うことが見込まれている場合は、当初の組織再編成の適格要件のうち、「完全支配関係の継続要件」は、適格株式分配の直前の時まで満たしていればよい、つまり、適格株式分配以後は、完全支配関係が継続していなくてもよいとされた。

例えば、①最初にある会社（図表2のA社）が完全子会社（図表2のB社）を設立し、②B社に吸収分割で事業を移転した上で、③適格株式分配を行うケースを考える（図表2参照）。このケースでは、現行法では、②の吸収分割が適格組織再編成となるためには「完全支配関係が継続する見込みであること」が必要だが、③の適格株式分配によりA社とB社間の完全支配関係が消滅するため要件を満たさないこととなる。大綱の見直しにより、このケースでも、②の吸収分割が適格組織再編成に該当しうることとなる。

**図表2 スピノフ税制に関する適格要件の緩和
（①完全子会社の設立＋②吸収分社型分割＋③適格株式分配のケース）**



（出所）大綱を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

現行法でも、新設分割により、いわば①（会社の設立）と②（事業の移転）を同時に行うケースについては、適格組織再編成に該当しうる²。今回の見直しにより、同時ではなく、一旦、

² 拙稿「組織再編税制の見直し」（2017年2月23日付大和総研レポート）

受皿法人として完全子会社を設立し (①)、事業を行う上で必要な免許や許認可を受皿法人が先に取得し、その後に事業を移転する (②) 方法も適格組織再編成に該当しうることとなった。

(3) 従業者従事要件・事業継続要件の見直し

組織再編成の適格要件として、移転事業従業者の概ね 80%が移転先事業に従事すること (従業者従事要件) や、移転事業が継続すること (事業継続要件) が定められている。大綱では、この従業者従事要件と事業継続要件が緩和された。

具体的には、当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合、当初の組織再編成の適格要件のうち、「従業者従事要件及び事業継続要件」を満たすこととされた。例えば、ある会社 (A 社) が他の会社 (B 社) を吸収合併する場合において、吸収合併後に A 社が完全子会社である C 社に B 社の従業者又は事業を移転することが見込まれていれば、当初の吸収合併について「従業者従事要件及び事業継続要件」を満たすことになると考えられる。

(4) 無対価組織再編成に関する見直し

現行法において、合併等の組織再編成を行う場合、通常、被合併法人等 (又はその株主) に対して自社株式等を対価として交付するが、無対価とすることも認められる。大綱では、この無対価組織再編成について、「適格組織再編成となる類型の見直しを行うとともに、非適格組織再編成となる場合における処理の方法を明確化する」とされた。

(5) 適用時期

上記の見直しは、いずれも適用時期が特段明記されていないため、平成 30 年 4 月 1 日から適用されると予想される。

(以上)

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170223_011752.html) 参照。